

令和８年度において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年静岡県規則第74号）第２条第５項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年３月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

第１ 令和９年３月31日以前において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等

１ 調達する役務の種類

システム分析業務、システム開発業務、システム運用・管理業務、ネットワーク関連業務、インターネット関連業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務

２ 申請の方法

(1) 申請の時期

随時

(2) 申請に対する照会先及び受付場所

郵便番号 420－8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県企画部電子県庁課

電話番号 054－221－2195

(3) 申請書の入手方法

「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の入手方法は、静岡県ホームページからのダウンロードとする。

(4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、電子県庁課に提出すること。

ア 知事が別に定める営業概要書

イ 知事が別に定める委任状

ウ 知事が別に定める使用印鑑届

エ 知事が別に定める誓約書

オ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の控えの写し）

カ 法人にあっては法務局が発行する登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書及び印鑑登録証明書

キ 最近１年間の滞納のないことを証する納税証明書（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税）

ク 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、それらを受けていることを証する書類の写し

ケ その他知事が指示する書類

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概要書、使用印鑑届、委任状、貸借対照表及び損益計算書は、日本語で作成するこ

と。

なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納管理事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争入札参加資格を申請できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者
- (3) 営業年数が2年以上ない者
- (4) 都道府県税及び消費税・地方消費税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 競争入札参加資格及び審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 営業年数
- (2) 技術者数
- (3) 業務実績
- (4) データ保護対策

5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格を認定された日から令和9年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新は、次の定期審査において行うものとする。

定期審査の受付期間は、令和8年10月1日から令和8年10月30日までとする。

第2 令和9年4月1日以降において静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等

1 調達する役務の種類

システム分析業務、システム開発業務、システム運用・管理業務、ネットワーク関連業務、インターネット関連業務、データ処理業務、コンピュータ研修業務

2 申請の方法

(1) 申請の時期

ア 定期審査

令和8年10月1日から令和8年10月30日まで

イ 追加の資格審査

令和9年4月1日以降 随時

(2) 申請に対する照会先及び受付場所

郵便番号 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画部電子県庁課

電話番号 054-221-2195

(3) 申請書の入手方法

「情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の入手方法は、静岡県ホームページからのダウンロードとする。

(4) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、企画部電子県庁課に提出すること。

ア 知事が別に定める営業概要書

イ 知事が別に定める委任状

ウ 知事が別に定める使用印鑑届

エ 知事が別に定める誓約書

オ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の控えの写し）

カ 法人にあっては法務局が発行する登記事項証明書及び印鑑証明書、個人にあっては市区町村長が発行する身分証明書及び印鑑登録証明書

キ 最近1年間の滞納のないことを証する納税証明書（法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税）

ク 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、それらを受けていることを証する書類の写し

ケ その他知事が指示する書類

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書、営業概要書、使用印鑑届、委任状、貸借対照表及び損益計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納管理事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 競争入札参加資格を申請できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者
- (3) 営業年数が2年以上ない者
- (4) 都道府県税及び消費税・地方消費税を完納していない者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 競争入札参加資格及び審査

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 営業年数
- (2) 技術者数
- (3) 業務実績
- (4) データ保護対策

5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 資格の有効期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

上記(1)の有効期間の更新は、令和12年度の定期審査において行うものとする。